

著作物の種類(例示列举著作物/例示列举以外の著作物/著作権の目的とならない著作物)

例示列举された著作物の種類 (第10条第1項)			
例示著作物 (第10条第1項)	号数	具体例	備考
言語の著作物	第1号	小説、脚本、論文、講演その他	事実の伝達に過ぎない雑報及び時事の報道:除く(同条第2項)
音楽の著作物	第2号	音楽	
舞踊又は無言劇の著作物	第3号	舞踊又は無言劇	
美術の著作物	第4号	絵画、版画、彫刻その他	
建築の著作物	第5号	建築	
図形の著作物	第6号	地図又は学術的な性質を有する図面、図表、模型その他	
映画の著作物	第7号	映画	
写真の著作物	第8号	写真	
プログラムの著作物	第9号	コンピュータ・プログラム	<ul style="list-style-type: none"> ・著作物:アプリケーションプログラム、オペレーティングシステム、ソースプログラム、オブジェクトプログラム ・非著作物:アルゴリズム、プログラム言語

例示列举著作物(第10条第1項)の他に規定された著作物	
二次的著作物	著作物を翻訳、編曲、変形、脚色、映画化、その他翻案により創作した著作物 (第2条第1項第11号、第11条)
編集著作物 (データベースを除く)	編集物で、素材の選択/配列による創作性を有するもの (第12条)
データベースの著作物	データベースで、情報の選択/体系的な構成による創作性を有するもの (第2条第1項第10号の3、第12条の2)

著作権の目的とならない著作物	
第13条第1号～第4号	<ul style="list-style-type: none"> ・憲法その他の法令(第1号) ・国/地方公共団体の機関/独立行政法人が発する告示等(第2号) ・裁判所の判決、決定、命令及び審判、行政庁の採決等(第3号) ・第1号～第3号の翻訳物及び編集物で、国/地方公共団体の機関/独立行政法人が作成するもの(第4号)